

令和元年度 第3回 政策調整会議 会議録①

◆開催日時:令和元年6月11日(火) 09:30~10:00

◆開催場所:第2委員会室

◆出席委員:小山副市長、土佐副市長、樋口教育長、残総合政策部長、寒川総務部長、坂井財務部長

◆審議事項

・工場立地法準則条例の制定について……………産業政策課⇒承認

◆審議概要

『工場立地法準則条例の制定について』

〈説明者〉池内産業政策課長、公文担当長、平野主任

〈他出席委員〉大西魅力創造部長

◎付議依頼書に基づき説明

◎説明後、質疑応答

〈総務部長〉今回準則条例の対象となる用途地域としては、工業地域・工業専用地域・準工業地域で、その他の用途地域で既存不適格物件として工場があった場合、それは本条例の対象に入っていないということか。

〈公文担当長〉既存不適格物件の存在については把握できていないが、基本的に工場立地法に基づく準則条例として用途地域に対して緩和することなので、建築基準法とは異なるものである。

〈総務部長〉高槻市は市街化調整区域などの基準も設定していたが、本市の対応は。

〈公文担当長〉高槻市は市街化調整区域についても15%ということで規定しているが、本市の場合、都市計画、市街化調整区域についての考え方や土地利用の方針などもあり、市街化調整区域は含めていない。

〈総務部長〉条例施行は来年の4月を目指しているのか。

〈公文担当長〉法規担当と調整しながらになるが、新年度4月1日が周知等のことも含め、事業者の混乱も少ないと考えている。

〈総務部長〉従来、既存の特定工場に該当する工場は、これまでの基準を確保しながら立地してきた。今後は、10%等にしていくにあたり、今の緑地を減らして工場を増築することが可能になるという認識でよいのか。

〈公文担当長〉そうである。ただ、本市臨海部は古い工場が多く、この規定が昭和48年に施行されているが、それ以前の建物の場合、建替えることも困難であるような状況である。そのような工場を大規模に建替える際には、今の基準に則り緑地を設けてもらうことになる。

〈総務部長〉単純に緑地を減らすことや土地の売却も可能なのか。

〈公文担当長〉新たな条例施行後、その規定内であれば可能である。土地の売却も可能だが、これまでの

届出内容を鑑みるに、そういった事象が起こることは考えにくい。

〈土佐副市長〉「重複緑地 50%以下」とはどういうことか。

〈公文担当長〉国準則は、敷地面積の 20%の緑地のうち、その 25%までは「重複緑地」として算入できる、ということになっている。準則条例により、例えば準工業の場合、敷地に対し 15%の緑地を確保する必要がある。そのうちの 50%は重複緑地として算入できるように緩和を図ろうとするものである。

〈土佐副市長〉大阪府内の状況で、高石市や河内長野市については、重複緑地 50%以下という規定を設けているようだが、大阪市や高槻市については、条例は制定しているが重複緑地について言及されていない。

〈公文担当長〉それらの市町は、重複緑地までは踏み込んでおらず、国基準の 25%のまま、緑地基準のみ引き下げている状況である。

〈土佐副市長〉本市が準則条例を施行した場合、高石市・河内長野市と並び、緩和率が大きいということか。

〈公文担当長〉緑地率は同水準であるが、重複緑地等の工夫により緩和を図っているところである。

〈土佐副市長〉地域準則条例で制定した緑地率の状況がわかる棒グラフについて、地価等の関係で関東の基準が低いことが推察されるが、具体的にどのように読み取るのか。

〈公文担当長〉横軸が、市町村が設定した緑地率、縦軸が市町村数となっており、この市町村数は各市町村の最も低い値で計上している。関東は工業地域、工業専用地域について5%、準工業地域を 10%というような設定が多い。

〈土佐副市長〉企業・工場側から何か相談等はあるのか。

〈公文担当長〉要望書という形ではないが、窓口で大規模建替え等の相談の際に緑地の問題があるという声を聞く。

〈土佐副市長〉大阪府から何か意見はあるか。

〈公文担当長〉市町村への権限移譲から年数が経っていることもあり、特段意見というものはなく、市町村の実情に任せるといった姿勢である。

〈小山副市長〉丘陵地区は斜面が多く緑化が進んでいるように感じるがいかがか。

〈公文担当長〉丘陵地区については、地形上、敷地に対しのにり面が多く、丘陵部特有の景観としてのり面を生かした緑化を行っている。工業地域・工業専用地域に関しては臨海部に集中しており、近隣の生活環境と折り合いをどのようにつけていくかという問題になる。阪南 2 区や丘陵地区において、地区計画で 10%の緑地を求めており、それに合致する数値として今回緑地率を設定している。

〈小山副市長〉本内容で政策決定会議に諮ることとしてよいか。

【異議なし】

⇒本件、原案のとおり承認し、政策決定会議に付議する。

令和元年5月9日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 魅力創造部長 大西 吉之助

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	工場立地法準則条例の制定について
付議の目的 (ポイントを絞り込んで、簡潔に記載すること。)	工場立地法準則条例を制定し、全国一律となっている緑地率等を緩和することで、企業の市外への流出防止を推進する。
説明者	産業政策課長 池内
	企業経営支援担当長 公文
	企業経営支援担当 平野
付議事項の概要	様式別紙に記載(必ず別紙様式をご提出ください。)

別紙

付議会議	令和元年度 第3回会議
付議事項	工場立地法準則条例の制定について

★取組の目的

対象	岸和田市内事業者
どのような状態を目指す	岸和田市内にて操業している企業の市外への流出を防止し、本市産業振興を推進する。

★総合計画上の位置付け

106040103	基本目標	I－6 海から山までをつなげ、新しい価値と活力を創出する
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(4)経済活動が活発に行われている
	目指す成果	①多様な資源を活かしあい、市内の事業所に活気がある
	行政の役割	ウ 企業誘致と流出防止を推進する

★現状と課題

本市では、工場立地法の適用を受ける企業について、全国一律での緑化率等を適用してきた。工場立地法は、過去の改正にて、自治体による条例設置により、実態に即した、緑地率の緩和が可能となっており、大阪府内においても数市町が条例を設置し、企業の流出防止を進めている。本市においても、条例を設置し、緑地率等の緩和を図り、今後の企業の流出防止を推進する。

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項		決算(見込額)		予算額	見込額				
		H29年度	H30年度	H31(R1)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
財源内訳	国費								
	府費								
	起債								
	一般財源								
	その他								
事業費		計			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		0			0	0	0	0	0

★当該事項に関連する人員増の必要性※

人員増の必要性				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
有		無						

★取組の効果を表す指標

	指標名	単位	H29年度	H30年度	H31(R1)年度	目標値				
						R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①										
②										

※事業費及び人員を確約するものではない。